御崇光院御記 後

椿葉記 全

テ

教林文庫
文庫 7
1042

教林藏書

皆

山門
雞足院莊嚴藏

後崇光院御記

椿葉記

全

1042

早稲田大学図書館蔵書

文庫7
1042

椿葉記

人皇はしまりて其御子孫の代々にうけ給はりかゝる継体あり
さ候ハいろ〳〵みかとの御継体も不見し給ふへハ家々の日記
にもしるし侍れハ覚束なけれハ近きよの事崇光院よりこ
の方さまの一流の事ともしるし侍る有さまハ世の人の知る事もあ
らねハあはれのちのよのためにしるし入江のことく川の細く流ハく
かすならぬ身ハこそ心ハ水のあさきにすみつゝせく言の葉のそれとも
みえわかすあさましのまことにかりの事なれとも我君思ハんは
そなへんためにしるしつけ侍る也崇光院ハ光厳
院第一の皇子にて後深草院の末皇統につかせましけれ
御在位ハわつかに三年天下乱れて観応二年十一月七日

南朝よりはかりて御位を廃せ同十二月廿八日太上天
皇城をいて安坊まて二十八日光明院殿に御出家ありて御落飾
心をとさこ也其のち伏見のほとりあたりに禅衣を着し
まし後に長谷寺の御庵に御隠居あり同三年閏二月
廿日南朝の天気によりて光厳(光明)上皇 新院(崇光) 儲皇直仁親王(萩原)
八幡の軍陣に幸しましまして南方の官軍利なくして
八幡より河内国東条の城に遷幸あり同五月より
又大和国加名生の皇居に渡御なる同八月に光厳院
御落飾ありてのち河内金剛寺にましまして禅衣となり
し後また丹波国山国の常照寺に御隠居ありけるが
こおく崩御なりきて東宮は廃せられしく光厳院第二

文和八月十七日践祚ありしかれ法譲もあらは武将の(等持院)
なかひらして申とこちふ此文ハ妙法院の門跡へ入室あ
るへきよし定申されて取あへず不意の践祚をおハせまして
御子孫まて継体四代におよひさて延文二年二月十八日
上皇(崇光)ハ嵯峨の里ちかくに還御なる宗泰ほとく侍しかれ安
法皇せんたう(前坊)もこれ還御なるそもそも長講堂領法金剛院
領熱田の社領同別当職播磨国衙同別納ハ後深草
院以来正統に伝へらるるところハ法皇(光厳)の御はからいにて
上皇(崇光院)御管領ありしか当御領知なする後光厳当代に
半分さきて内裏ハ嫌しことのさは中よくもなつてせ
られ侍る其後将軍ハよそせられく執事細川武蔵守頼之

殊に天下の事ハすゝめ申さるゝ中ほとに其時ハ近衛殿こ
そ因院有て都にくわしく此ほと居らるゝ風聞やありしかハ
伏見よりの宮栄仁親王践祚あるへき後深草院ハ末正嫡
なりし御事に法理運の次第を日野中納言教光卿を
勅使にて武家へおほせらる御返事大略かくのことく(さよう)
とかく左久の御事ハ武家よりははからひ申さて世に出すへき
いかにも申侍るへきおほせらるゝ(さよう)とさまさまおほせらるゝ法理
運勿論とハそんし申候たゝかようにおほせられ候て先代の
とゑハ諸方へによりて不絵の御事とも
いかひ申候けるとやては一の御事に譲
位ありぬ武家ひとへにはからひ申さるゝ御ことによりてとよそさる

其のころしさ少こに崇光院新院光厳法皇ちまちに法中御行しくわり
て近衛殿后下をも心にまかせ申され兄弟の法中ほ
御位のあるをいはむしかあるへくされはちるき
事やかくて應安七年正月新院ハ崩御ならせ給ひてき
ん又ハ法皇位十二年ありしくて永徳二年四月御譲位
あつましこもこんとハ御ことのわか法微望をおさるに
とよ御孫ハありそぬるなく一の宮子御位に即ぬ
かんハ御治世なれとも天下の事ハ大樹執りおこなはせ給ふ其
比御ここのへ准后つねに法まつりありてひとことにめき
のみ陽祿門院三十三年の御法事大光明寺にて轉経
其外も厳重に申さるゝ有てそれそれある法事もある

（傍注：大通院、崇光、後光巌、後圓融、後小松院、康光院、後圓融）

いとも御運時刹やいたらさらん御本意は遂すしてや
みまさて明徳四年四月新院は崩御ありぬそれより准
后はやかて太政大臣になりて威勢はいよいよさかんに
して吹風の草木をなひかすかことく四夷海伏して蔵月
すこくせしか別やうり城南の離宮には宗斎として蔵月
を送り給ひしか応永三年十二月九月上皇は法
皇になり給ひ御戒師は常光国師にて法親王よりそ
御受戒ありしよし崇光院中々にもよう守
らるゝ禅律の御戒師なきにしもあらねと其
後准后も出家して法名は道(?)と号し伏見殿へ(?)あり
ていかにも沙汰ありて進物十万疋まいらせられて

其御供米の御庭の田植え長らせられて入らさる田楽な
としてとりしつさも御あそひとも御りきかくて応永四
年の冬より御悩よりて同五年正月十三日崩御なりぬ
遂勅もなく崇光院と申は法しゃの御領の事ともさる
有く御百ケ日過されはやかて長講堂領法金剛院領熱
田社伏播磨国衛以下ことくさんもへめされぬあま
つさへ後嗣なきと大通院許中させ給はされは忽に御窂
籠のあつかひなりとやかて御出家ありておよそ長講堂
法金剛院領のうちは光厳院御とき文に叙王識あ
らは直に御相続あるへきよし示さるゝすはさんも御
分領あるへし但末代ゆゑ御治天あらは正統につ

さて伏見殿よりの御子孫の御沙汰あるべきよしやとゝる
志かれどもつゐに登極の御先途をとげられねば
ちからなきことにて かくて同年五月に萩原殿前
坊崩御ありぬれば御領どもハ室町女院（後堀川院女御）
の遺領なる前坊の一期ののちは宗領にかへしつけ
らるべきよし光厳院の御ときさだめありしめ給ハすて
ん家の御沙汰あるべきよしせんかうの御世のときさため
らるへやおかる桃子細准后さてひろきまて室町院領
の中七ヶ所を萩原殿の御所とおもふべしこ御はからひせ
らる又播別国衙ハ長講堂領のかのとて代々の御わけ
をたかやう各別なれは国衙とも同じく返しやさる

国衙乃本所職ハ光厳院乃御時勧修寺相息
まゐらせられて御年貢とゞまりぬるやうなり

国別納十ヶ所もまいらせら
御あづかりの国衙乃別納ハ十ヶ所ばかり室町院の御沙汰領所
中の世ても山城の安楽寿院の御沙汰あるべけれどもこ遣も仙洞の御沙汰領あ
建久やまてハよかすこの御領どものうちさへ於不知行
やうの事あらくおほせありハ常々有名無実なりさて御知行
さへいかゞありて萩原殿へミりしやさる伏見殿御准后
山庄ありあふきるべしとて人々もあくて利まゝをとゞさる合
かとゞに同六年十一月大内左京大夫入道義弘謀叛をおこ
して天下みだれたるおりふし伏見乃御所城ハ焼亡
やさるかの志をすべて還御なりぬくて二三年を
ふしみにすみ御さあるべきに同八年七月四日乃東御所回禄

しぬ累代乃古記文書楽器とも大略中まては焼ぬあ
さ御ともやはりかなしきつる二月十日内裏炎上しぬ
御かた留居なともうちほろひ焼ぬれは御所をうつさせられさてこ
のよし准后へ申されけれは荻原殿ハ荒廃して又還
御所へまゐらするも都し御修理をも海へ仰られてさられ洪
恩院 小川禅尼山荘 へ入らせられる一両年過て又有栖川殿の亦へ
勧解由小路武衛山荘 うつらしめさせられて七八年ハさらに御しゃかれさせも
准后ハ北山の山荘にて所持は西園寺殿の居所に
てあるとやうやくかくむかし常盤井の相国乃遺愛
せられしまちもありあひしこえて玉の御かさこしともあり
ためなく此所にまかりこし應永十八年三月御幸有りける

十月廿日御還御乃あとに筆童なと三船和歌蹴鞠なと
なあそひをたしなまれしに伏見殿ともやさしくて御所の
なかなかにいくのともなかなかをおもひしに二条殿
御あそひ出もして仰へ准后の若君梶井門跡へ入室あり
しと見ゆへしやさしき事ともならひと都やかりけるを
こそなされし猶御出世の事ともなかなかと
あさいもなふさふされて色をもまて此ありかけし
月またまた翌年そのんてしして義嗣とたる事親王
元服の准据なるよしきこえし御母北のみとも行し
のをかへく世はかくやあらんとかなしさをかんかな
無此なるといふめすてさそいくはやしらす四月六日准后

薨し給ふとや〔鹿苑院〕世乃中たのみなくしあるやうにて此程
つきもやおもふて此様ものし此君にてやむさまあり
けふよ義政勘解由小路左衛門督入道をしたりてけり事
嫡子大樹おひたちたまふまてハ内大臣まてなりまして出
家せら給ふ此君ハ昇進大納言にてとまられしは
時心乃企やありけん出家して遁世し給ひたりて
出されて林光院こいふ寺にをしこめられたまひけれは
我これらの事やすく世間なれとも世にありしかす
知れそめにしかやさく住居したまひし霜月の
義政やさるしてうしこ御領をうへしやかるこは
領ハ長講堂領なれとも総体の領を混せしむして停廃

の子孫に義領あるへきよし後光厳院殿よりおほせ下さる
あまたの名字の地なからへかしある人のゆつりのうちに
やむかしありてつきたる安堵たまはりてくるる次其年
六月よりはしめ今ハなる今尤も御所もなし
御庭あるへき所なくて故三位局〔松殿とか〕里まてかへらん
かんとや此五尾所になさき給へなる所なくやりに
捷あつきけれはさうあんの里に先々
御所まてあるや萩原殿とて前坊の子に同高
西堂とや申人公方へ所望やさ給ひて寺まかり住る
かんとやかやかく内裏ハ御治天卅年政務おほし
めされけれは世給ふ同十九年八月廿九日一乃

宮に御位ゆつり申さる御治世九年のことく卅二年にあたり
めしをくりまゐらせ給ふ伏見殿には御悲痛なるへくとは
おほしけるに始終御あんないありけれは仙洞へ申さるゝとて
柯亭といふ名物の御笛をまいらせらる此御笛はて
んの代々つたはりて清暑堂乃神宴あそはすの公宴殿
上の時ならてハおほけなくまて出されぬ名物なれは御相
傳あるへく御わたさるれとも後いつをかきりのひゝしく
叡感ありて室町殿領御さうてんに後の世永代御支
領あるへきよし院宣を給はらるかくて同廿三年
十一月廿日親王殿に薨しおはしてしよ御送葬を
おこなはしとられなく大光明寺は料所をよせられて御

塔頭と定めらる大通院と申し御称号をも申へきよしさる
後とりかさなるほとに一乃宮治仁御相続あるへし
をいくほとなくまた世を終りつきのとし二月十
二月俄に御かくれありしいかにあへなくも侍る後
親王の御弟をもや御そて御ねたみとに世を念の御
事やせまりて崇光院とさらめ申男子をまし
御さぬおそに貞成なたひの外に御禰禰の
時は今出川入道左府にはくゝまれて多年菊
亭にてわたり幼稚のそれのみ聖護院覚増法親王
此弟子に契約して既に入室の日次まて定め
られし所に伊予の際得さへ出来してとゝまりぬ

倩おもふにこれらさるの身ハ門跡さへきらハて
かゝる貴所の身まてもあらこゝろうき世わひしき
て山林にこもりなむハ入道をも抑ひ深く世にかくれん事
を祈念してゐるほとに慈父の悲をおもふまゝに
俗縁にかゝりぬるのみならす遺跡をも相続してあま
さへ三宝の冥運をうけすすんハ此代に益なかるへき
の幸運なりしうへ仏神の擁護且ハ孝行の心さし
深きをし冥加の果をこゝろし極同三十二年二月院
乃第二の宮二歳にて入室あり此宮ハ勧修寺中納
言経興卿女にて此家に滞うを預らんとの約ありし
まいきこえしさせ給ひつ都にはあさましく同し月に

又将軍家相中将義量（勝定院息 号長徳院）逝去をうけ給ひ打続き
公武ともになけきにしもさこそとおもひやらるゝ四月
に仙洞にハ震筆の御八講をこなはるゝ是ハ後円融院
三十三回の御仏事なりとそきこゆる紺紙金泥の
法花経竹園門跡助筆申さるゝ貞成にも奥巻（第八巻阿弥陀経也）
せらる後記のためをも面友かくハいかにと釈王宣
下の事ハ仙洞勅許なさいなくて四月十六日
せん下をうる年来の望達して自愛の所に同
六月禁裏の事あつまく御位をゆつらせ申さるへきなと
さるくきこへしく宮田内府なるめ申さるゝほとに
仙洞にもなくいてをたるめうへきあいかて七月に出家を

うけぬ不詳祥なりしを今は五十にあまりて猶このうち
に入給ふ事なかりしかはかくありき此御位の事に急
いつれよりは不審あれとも申しめんほとにやかてさ極た
いまは七月の末つかたにはかに大事におもりて御すくに
崩御のよしきこえしかはかの君の御事内々さる
はかなき君は御事世に八治定のやうにやかてめてさなりけ
かくれ給ひしさまにはかりのほかあまてきこしつけにほんてくし
ましましは此御願に北四年の冬にやうやう時も無事
事あるへしとて人にいとなくすすみて目次もちゐ定
のこころに又給ひきはいかりあるまてにそのなかつもこめり
ぬ其は赤松か家にて入ての俊有しかて天下をみたりける

は御なりしを一方はかれは世中はみなくとしてやうしも
絶ぬゆかりし正月十八日内府薨し給ぬ 勝定院殿号也
なかひかれはやをあさ御はしもは御子もなかりけれは相続
の事にいてもさたなかりしを畠山諸大名評定して
勝定院の御連枝のうち中とは八幡の宝前にて御籤
とりたるに青蓮院門主 勝定院舎弟 御籤にあたりけると
なん此軍にならすなりぬは果報のみてきさしも未遂
みくあれもめてたきよろこひにすまし給はかりやう
てかくいの御せうとんして室町殿とやもていはれしかは
おちおそれまりて御威勢ともきこえて天下を治て海
内もおほつなひかさて四月に年号かはりて正長元

多とや延徳にて久しき年号もなくあるにそれは
あらで三十四年秋的はためしおほくになりし弐年号
かく有けりさて此六月のころよりはなりし程とかく移
悔しくまうけの君にて御事世にまさるべくやほどに七月
のそみ光厳殿にかくれまし南方小倉殿と申は遊電と
きこえ仙洞のうちみまかくは清涼殿にておくる世中
さかりやほとなく七月十二日乗中えられて世をうき寺に
鶴后崎ことの御せまいり三宝院准后乃はつらひ
かく室町殿もわかみさなれおほせ玄は案内申すかぬ日京へ
なしやされは光東山若王子へ入やされて警固やさる
世（赤松左京大夫入道警固申せられる）御服なとは動修するほとを付るる御

途小ハ笈須弟るへしやされしかハ京中上下乃ゆし
めき騒ぎしとともおほし沈めてさもやもるさりける
あちこちふたの代御出てたちる此とくさり給ひして
御むくハまりほとに十三日ハ今方ちと御合はいろ者此
とされも四五百へまいりぬやうく出御ありしかく同じ若
王寺へ渡御なりぬ御供にハ綾小路前宰相経兼て庭田
三位重有て綾小路中納言資鶴后女中梅香殿（庭田三位母）
御乳人なとまいる若王子忠意僧正もいつものことくなり
アりて四五日御ここうりありてさらく室町殿より関
白二条をもりて事の子細仙洞へやさるてほとと同
十七日仙洞へ入やさる室町殿よりは車番殿いしく

まつらせらる綾小路前宰相庭田三位は車の塵にまい
る也資朝朝臣隆豊朝臣四条供奉を役領してまいらる也
車乃前後に数百人警固にまいれりなとも見物の
人もおびたゞしくて月はことにすみわたりて御ゆく末はるか
にみえあらはれ給ふめでたさもなほひかりそへぬる
もおのみえてまいり人もさためてありやとぞおぼえし
かくて後の院は前にまさりて世を治させ給ふほどに内裏は九月
崩御なりぬ（諡号称光院）践祚乃あと今はひしくとさだま
りて禁中は縮織られて三条前右府（公冬公）乃亭を皇居
さまて新内裏になさる儀に修理をくはへて殿舎なと作
られ侍りて其やう御とゝのへて同九月九日新内裏へ渡御なる

院乃御猶子乃儀にて践祚ありし方舊親にかへれ
は也十歳にならせ給ふはじめてためしも世は不易
るは天下の口遊にそ侍る大かたむかしも皇統乃（流イ）
出しあるのち安三代を歴ても又皇統を（流イ）継せ給ふ
ためしのこゝそあまたおはしくは我一流乃絶たる
跡をおこさせ給ふこそいみじくめでたきも色そはず
さむらふそれは三もかくてあれはたえなき徳士の家よ
りおこさせ給ふ世治くめてたしくも天日嗣をうけさせ給ふ
事天照太神正八幡大菩薩乃神慮とはやみつかくさ
あるは果報にまかせ給へてこれもまことに此幸
運眉（同人）おほくあるもやさしそこにはこれ南吉は此深

友伊勢の国司打出て土岐の与安と合戦ありけれは
国司打まけてやかてうたれぬ其頭都へのほりて四
條よりあらはれのちに小倉との降参ありて又嵯峨へ
帰り入たまふ後は法位競望のためには勧修寺門跡へ入室ありて
則御出家ありけるなりけりせめてもの事も君の御運は
てうたひらかならせたまひて正長二年八月廿九日本内裏に
還幸ありてその儀式厳重や新内裏はもとのことくかは
らさりける年月又改元ありて永享元年とやその
とし十二月廿七日御即位あり廿六日夜国へ行幸なる
御節下は近衛右大臣忠嗣公室町殿も同しく御参あ
りてやかてあるかは法乃御例とそうこなれ御風の

さかえまもなくおもふなくなりてうしとおもひたけぬ同
二年十月廿六日御禊行幸也代々院の御桟敷立
本よりやかて御見物あるなれとも今度は其ことく
もなしかやう此行幸ありてはよそおもひも龍顔ねも見
たてまつらさりしをいつれも思案乃ことく室
町殿より見物やへさしつけ給ふたれはかならすかく
やは思し召勧修寺中納言乃亭御方より室やうに
さかえかはあるさもしもかはしくいかにもおもひていつ
こやさうしやうくさしつれ時あかし出ありて二條油小路邊
かくる所と立くけみ行幸の儀式しさ同例よか
ゆかし室町右大将まで供奉せられしつれいなきさうし殿

童子一段きらくしくみ御かうの君の御代にあひ
まいりて百人や不思議さことかくしけるさまは然ても
すり悦の涙ぞ流し候し遅参なく見えまいりて来りけり
かへるおりしに中納言も御参仕まして退出やかうく
其夜におのためくまいるゝ一献厳儀にやすさうせられし
かくは祝言して其三日に遅参するほとに室町との
へ海いりて初二年見参せるやうなる中納言殿御段にて
御勝胡殿の申さるる万祝言男にあすなまて御供伏
見へのへ宮ぬ其後かうちう山名庄殿御内書にて治
まることにて室町殿御領になく七海堂領の元の所
家初傳旨殿故親王拝領あるゝしにこく先にすみ

申ゑて其は不分の御つとにろをあんとし御進之使
殿のいつをもや名殿ひくくとのや霜月十六日より
大嘗會とこなゐる十四日より其後へ御参殿の室
町殿連日にまいり有ておこなひそ清暑堂の神宴
ゑてらんあん当りさける人々も譜代其人〳〵殿清撰せらるゝ
事ありれ先きうちの人に此たんはあるかなはさうゝ其
末なるは園中納言は先祖より神宴にあひたる事
あてなしたらしそろ人なきにまわりくをのけかう
所作し給ることそみちのこゑうつとえおほし給はゝ諸
また中山宰相中将宣親などは名抱若柯亭殿あさる
ことのはなどしゑ故親王まいりて世殿のま也ゝんとうて

きまりぬ日をくるこれも風雅さかりなく覚ゆるは
そけおこなされ侍ぬる聖運のいかにもとうしけれく
そ侍る室町殿にも今年し中納言殿につらひかく
賀もならぬれためくださもゆと乱味そそてあらして
侍る九条前関白殿我等内府以下清花名家の人々
大略参賀ありて執柄とんとさの御つらひも群集すれ
ハ伏見のさとも車のみちもちのころも絶あしまは
むしにつるすきりひまそう侍るかくて室町殿をさへ
入やおられそよもきの宿よむしろて此露をそろはを治こ
れをさみの御むかと眉目ふてう侍しさそれの
廿一日ハ万機旬政はじめなむはじめて政帳はじめ

ゆゑしすせん宸儀をあなうるはしく叢業なりあ
くる年此む月のころ室町より勧修寺中納言殿
につらひてこま園桜小就しハ左さつきのよしめ圓岡
人まいりてに會所山のちのひさしの梅か香
たて蕙麝をちらすすりとなりの池邊の柳ハ翠
黛をひたせるにあひなりむく會所の餝合よなうらく
裏せぬのようほひ錦繍なれけり主人（二条殿）摂政對合
（三条）のく梅家大納言勧修寺中納言（広橋）日野中納言（冷泉）藤宰相入
たなと僕も役送ある殿上人三条中将実雅朝臣以下
おもてにさらぬ肴地表薬小説そく破子風流を凝をり
一献の中まて就世様系はまし人ふめされて数輩感

具〳〵堪させ又六為代おほく数献酩酊して乗させてよ
未更に及しかは座敷立らく舎らし一帰るやうく
ならそり拙き命くの重宝にも給てさらちぬく君にあそ
ありしきこの儀千載の一遇なれは老後のおもひ出に
またやと覚てこれらは私事なれとも記し侍る也
同三月廿四日院の法皇御所させ給ふ飛鳥井御室永助
一品親王やかまていそちにおはせ給ひて賓筵もな
ばせさせなさんめかはめさきぬ事なり一同四月
廿九日八幡行幸侍祭なり神事もさいめく御受せし
ゆんとうおほむね代あらしめる公事ともおほく
ありこきをこなひてそめてゆく永享もおとれく 五

給ふところ永享九年正月三日 天皇おほやけくし給ふ十五の御
例そいかにしも身ゆくなるちかくは景光院の御迄
いゝまてもそのかみあひ今は給れる一入めてたくそ侍る加冠
摂政二条理髪左大臣たり主上の佳例をうつさるゝ長時乃加
冠二条摂政 良基公 理髪は左大臣 鹿苑院殿 なりし
ついて佳例にあひ侍りつるに摂政も一条殿にくおまし
ありを二条殿への色てらしせ給ひて加冠はつとめさせ
室町殿も鹿苑院殿の佳例に任せて理髪をはとめ給ふ
いやさらあまて一段歳室やはおもひの儀もその一段
も世するを事に給ふこんとも笛は柯亭をてさそ
とうたへの清暑堂なきさんそんかくまうならんてい

はあそひハたゝ月さえ此後まて化にこゝろあるすかなれはこ
きあひくらふよきすかたへしのみちの幸運なれはく
あやのかうし中納言有俊拍子とこゑ付方もなくて年少
く十五さいの中おひより二つよき家業の事なくれ
あれともこま家うちの冥加なるへしほ高上をも
園中納言基秀卿御遊兼帯此例をもひくゆるされ
ともう此家よろしめたるすなれハ時まつてめんはく
のくりこうおほやけ一日二日ハ甚しきあやかく三日
ことさうそんさらくそれらくすゑよそこゝろを後涼
殿花沈建長五年正月三日はしめて此時も二日ハ大
あやしく当日ハそれあるら此前例をもおひるひて

なれはなゆくすゑのきすいにもおくれて實算も千
とせあるたせ給はる源もそんなはいきわなく継務る
文乃皇統まくれて世給んするをもわするをあひふ
くふやのへてきるすや室町よのよる三条宰相中納言
つゐすて賀し奉れためくなき家例をひきへ為親卿ち
よりもなつるハあまり久我大納言さいその花山院通秀
清花の人く参賀あれはすしてそれほとの人ハのこるとこ
ろなく馮り侍る此はかりも義ふより又君のそんあく
ゆへにし老の面目をわとのはつもくも揚るて此事
更ハあきらかにやうよ申ものにつくへうらひれある
へきれとさるまゝてハむかしのむかし此例なやさも小一条

院かれハ正しくうなくまうせ給へたゝさいに継まゐらせ
皇たのミんせうハ後堀川院猶弥おはしてゝ此親王はな
わく御しさせともやうて太上天皇の尊号をたてまつらる
後高倉院と申又御猶子の例は仁明天皇ハさうの太皇
第二乃太子なくまうせ給ひ太甥の淳和天皇の太子にてまし
ましてくらゐにつかせ給さかいまし太康ありし時淳和崩御な
ましゝ太子乃儀るれた天下諒闇になり給さされけれとも
太ゆうしハ一代の後ふたく仁明もさうの太子孫まてこそ
まうせ給へ又その院をうしこれのみん乃太おとくに
祝も太子有なりやさしれく太子ぬにたさうしかとたに
ぬよハ嫡孫光厳院こそ皇統かくまし御せさせ給御
ゆつりをハ一代乃太子をいやしくなく誠の父母の太子とす忽
なくこそうまうせ給へ事あたらしくや（さまあらは又
女院の太猶子ハこれにこのゐんをハ永福門院乃太子の儀
なくあらしかとものちにハ宴の太母玄輝門ゐんと申
花園院も廣義門院の御ゆつりなれとも実母顕親門ゐん
のゐんと申崇光院も徽安門院の太子なきなくあはし
まゐらせし実母陽禄門院と申これらハ女院をまします也と
ミ太猶子乃例の准拠をもちひし事まて給へし又追号
の例文武の太父草壁太子をハ長岡天皇と申光仁の太
父施基皇子をハ田原天皇と申これらハ上古より
ていまうけちくうしてむゆん親王なくうつ天皇のあ

なきにあらずは猶予の儀にはよろしかるへきこゝまではおなし世
て院号の宣下ありしもあるへき事と云御沙汰も不肖身
身なれは徽号をとゝめられしとそ然るに又追号のさ
たもあらせられさらんはいかにとてそのかみの例
にならひて此儀もありしにやとおほえて君の御
恩のほとさへしられ侍るものから又尊号をもやと
ほし侍るなる事とも人の偏執によりて当座はとかく
やありし侍るとも此例は世の常ならぬとこそ見え侍れ更申
なれはおほえさる事にて此母儀の叙品なとも今は例あり（松殿例）
るまなれはやうやうさはさはいふ事なれとも此
なるへきの事は貴所にも宝はたてられし中くやに

たまへれ而雲ゐのよそにてたくましく給へるかに
くなりし御ことあるにひとの中にはつまへさくたく□や
らる此ときの事を鬼しめしまさへき君の御せいさんを
まちつ集ぬれ光孝令をなされしやつよく御代安全
寶祚の長久ならん事をさへいのり給ふ斗也抑楽
天道の天子代々八十歳よりうちまこそはさるあり
小さきもなきにしもあらぬおほし給ふ御留ありつるさるに
ときこそあれは院の御例めてたき御事なるへし又経営
をあひならへくありえさるとせんはいのみこそはれあ
ひのまへ一品法躰をもありえさるへきやあらすこれ此例
あらときぬ中よ未後源草院ふこれあらん後依見院

こうあんゐん崇光院こうらんよりのちとかやさうにはさう
ありけるにまかりなりしはいかなるにもあらすさるへきや当時は
それ中納言孝長羽林にて琵琶ひく人なりし
いまはせいしんの子もあまたあれはしゆをとりおこなはれ
きへん事不定也されともかうのおとくなれは給ひ
也とも年老なれはちからをもつくしてたへん事も有
しとのやうハ四のをあみちうしめをとり断絶すへき
事勅家のためもいかなる事や妙音院相国孝道朝臣以
来の秘譜以下の秘物とも取おき給ふもつたへられ
ちうへきをちうしはさあるへき也いかにもこのみちのこ
さうなるやうに時直にいたつて侍へきは此事にて園中納言

ハ代々ちよく才あれともきみの御師範はまいりたる
例なし孝長朝臣当時むすめのなからへたいの御志
ふんはまいりたれともめさるへき也や又何よりも御
かくもんをはさしおくへき事なり一条院後朱雀院後
三条院などはさしてたいさい御名誉はなくして賢王
代とも申けるなり給ふやうされハ人君ハ不学となれハ文にも
みちをこのまれて文字和漢の才芸をいはすことにたしなみ
あるへき事也治世まてあらんこともも洪才博学
に御しくてこうせいのみちをもよくときなをし給ふ
雑訴なとも大事関白大臣以下のきんちうせらるへきん
にちよくさんある事なれは法家の勘状をもとめさせ給ふへくた

うつまに海のせてはさゝこあれてこそみちはあやまたらける
なき也慈鎮和尚もきゝとなれる物かも百此月ハ
佐理と云二つのにおさまするよしみえ給へれも肝要
やく侍るや又和哥の道むつかしき代々聖主とも
あつかひ給ひしく古今集八代集ちの此代の御ことも
ちよくせんあるけるに二の一旦代中絶し侍る在此
零落せ念なるの事や室町との御代の沽すたれすて
おもえ当代いかにも撰集再興のさたハありぬへし
和哥に師ありし古弁ぬらぬ師してすゝつへくきとり志ぬきてを
万葉古今集八代の集先達の抄源氏伊勢物語
なとやうの物をもせんさうちかくてんせうされけるもはらん

せられ四季おもはもつもたる風情相応はてゝるかに
をられく此味ある人へさへ此事やなせはこさかしき事
ともやう侍るさるしめて忠言耳に逆ぬことをそれあり
かつかうそのみんの沽子ふなけつせしけるしくてとハ我心を
たゝ他人に不ぬほしめされん人へもさらにハ中へもたれ諫言を
はゝかりある事もなう侍れ今まある逆て君に利ある
先祖ぶゝ也むと云へ又ととなそ為めしふとあつてん宗光
院後光厳院をはに一つての沽兄弟なくすし御世を
沽位のあらそひ也へは沽中あしくなれて沽無そんまく
不和よりうり候せん前車の覆へはなりへくのはしし御さる
へき今ハ御あらそひあるへき事しもおはしましきの文

とてはしめをとちりさみの御やう子になしまいらせ
あひ母へくれと異也かくれにおほしめして御そこ
ふこある人こそ也こし候へあはせて河さ母よ申す也ある
ひハ御領その事小納言又祇園もあかめへきそれ代々此
御由つかせ子細も中也長講堂領ならうえん明院の領を
まうえんめんの御ことき又もそのかはりさましてめかうすれ
也　仙洞御万歳ののちハ御管領あらん事をもちらんな
てまつり三此長講堂をも御らうれとも主へも
申侍るやう小別くこうえんめんの御ことき又ありこそ
しの地なるうへ此御素意にこそりとそたくへらるゝ
志きこしありさの我領とり候の主衛を御堂此領の外

ふく代々の御ゆつりかく為りの御領也当知行よせらる
せそうらいある陳し同別所十ケ所を永福門院ゆつりね
こりまけて萩原殿よつるちる各別れ侍よなりぬき
たちをまゐらす（さこし）又室町院此領ハ伏見院より
花園院よつたへりて康子各別れ侍ふなりぬ（さなり
我ハこの料所ともこれうたいまに当知行やうね遠からく候
进と我一瞬の後とかくいゑうへの中へされた御こゝろへ
の文めよこ後りよ中や又後さの此院つねにこそれ
代々の御記社家のきろくとも累代の抱名正統よは
さたえあひのこる文書ともをしめとそりは君よ奉进
こさや大かるかんの御やうし申てまつて世給ぬとも候あと

の父母の中さんとなかしろにおほしめす人のはなれ
て摩牢にも父母頂なる献腰とうやまひおそれ
おこれる家象とあひせしも孝弟をまもるこゝろさし
ふかきによりて呉王所代のめてたきためしに申
也明主ハかりそめにも天下におさむとも人のまもるをそれ
なからも父母は息とそれなおしめしよするへくは詩人
の中にもかうて父子兄弟の中をおしくなる事難
それなりとも人に申ともまめならんとはたまふらん遠慮
すして叡慮よかきて候(云さ)蘐蘭欲茂秋風破之
王者欲明讒人蔽之と臣軌にいへりいまも老母も
なりゆかぬれと行末のなりまてはなれぬへくなりなから

やなくも景光院以来この法によなまいの人てまい
をおもふにつきてやとおやの中しちかくも重貴で老
はまなしなからんよなりて四代中絶の家とおこもりて比
息女景光院の後に法則曲侍所よりありて梅家の曲
侍とのとくさなる比めなる事にて三位殿とて親王比法
母なくなと比人にみなもとん為りさ前さいきかに経兼て
ハ大納言比嫡孫なくあるて郢曲ハさきに源中納言経緩
のてハ才子なく酔るさのとくかくのとくけるへき
也 神楽催馬楽てもへきを 世資て経秀でなと相続をり文庭田宰相
重有てまた先も大納言比まこなくもん為れも庶子
なくあるも君の法母儀の兄弟なるに七十八に成よて

あるなり不肖なるも家業にはさてはめぐみあるべき
人なりとも一家をもつしよは音曲の家にてちかく
前源中納言信綱卿にて崇光院の御代に仕へてほうこう
ありあれ人まて侍りき其子有綱音曲相続して家
ノ公事の所作し侍れるもの君につかうまつりき然るを
又四條の家にも大臣大納言隆長卿にて故法皇の
院中の事やむごとなくして御遊にも趣もいとさしも
讃岐依一変の別相恩ともこれもしかるかれて
それまこ隆富朝臣窮困のあまり今年は武境門し
小ゐこうしてほうこうするや又行資を祖父宰相
行綱にて故院につかへしその例にまかせて平郎ほうこう

此ものすくなく又ときはにハ三條前内府 実継公 崇光
院の御外戚なれハやむごとなくちかく故大納言公雅にて此
母は我母儀 西園寺方とか 姪なりく侍りしを実雅にてもよろしなる
らんぬべし然又当時の權勢なれバ君ともあはれめ
入へきなん也 勧修寺故内府 経顕 にて光厳院まで寵臣にて
ありし其子孫当時中納言経成にてハ今まで此こそあるさ
ともんずるなん也 葉室中納言宗豊にてハ父祖故院此執
権にて補せられく其旧好の例とそれにや葉室家にても衡に
を故院にも奉りしてつかへしもの也其孫長卿朝臣こゝに志
あるの此時昵近をも公せしをも近況にさしつとさい
あり事不仕なれどもほくさまいらす旧好あるものや

又上北面小朝仲邦朝臣光仲朝臣賢通子也称小次
比ま流くしきの也此堂領さんまた皆後の判御
とんかにて其事も永基朝臣師仲教仲範人あり
すへりてほうこうし師仲教仲は早世してその子に
も猶徳重仲なとも仙洞昭近をめり窮始ハまいり
されは月能乃時ハまいる家也只恵は故説之南方渡
御比也もやて出家して猶道入たるやて今度小ため
流のをれしそのやともするとも故花定卿再に入たる正
永ほとへひられ給り正永はすてに八旬ありとまん
てゆるさんめいたり永基朝臣ハ正永の実子ありて
あれとも花定の猶子し給りまた父祖よりつかへ

らう有て重職のとみなもとえた猶ゆしめし入くつら
たる人へき也あまたよ猶宗光のん此代まで公せし人へ
そ多かれともこそさうゆりせのゆり給りてさうゆうと
そんもる人へれしちのみむらしのまゆみすれさる
人へく訟太のこまてし給のみ消ゆこうけせんさんを以て
のえ有て君も別してめしはのえん年あまやかに也大
うし御成人やすやまてもの気うせしまさ由来をあ
めもまく厳皆小い前人へもあまへうれしきれ上のんの子
ふちのちを御やまセえこ好きさ母の事まありちたんこ
なくこもへ君なすひや入うきれとさりとくハ宗光院の
此子孫とも上まあらしめさるくハいもあるへさい後ハ

ちやうせんかうせ給へとおもひまよは月のひかりを
車はなくともおはしますなりとて何事もはかりて給へ
あつしめんとおもひやときゝおとろかれすも若やか
山風にさそはれくるゝのの月をてらし大樹のかけにうつろ
さりくたりしかは露をかけし一方の武政をおさへて
四海逆浪も絶ぬ世なれは難波津にさこりみの末の
花もちる人もあひみし三の町に時まちぬ柳木は柳も
よも紙をくはへかれとも人のこゝろのおもさは
折ものこるおもひのへんゑるほとよ目にみえし耳にき
くよろは事はてゝかきはけ給ふへつゝれとは
きゝとも音にをゑくらく筆の跡はくぬ跡もはなき

とえてきすつるとく川のなかつきてもとゆるんなす
ちかき河ののきなかれ竹園の露ちんとよのえ芝砌
の風に落ちかりて見るもれさまん事はなひきゝも
なかぬへしゆめ人にみえもまへつゆかりそ又
ふる代ある御かくこまの心ちしくおもしく御礼とおも
るまへのあすれのほかにてふかさもれてこともきゝめ
しくるもさくはまさこふのる鳥はあとさるかたつね
とおもひのはかなの子供おもひ思とまぬかきさしあれて
行末の子世ちかるこふもはらんせときよりをもや
当代は此事にかんてまくの事ともあるし給りぬ
ゆゆくすゑ香のなすれそのことおほくさのめ給りぬおほ

よろ崇光院乃あし出る徳に皇統再興御座て後
後光厳院乃御例ともやめぬへし八まんの御あくせん
にはんきさきをかけ二たひ改めしたまへしその
ゆめしをひさく椿葉記と名付侍る事
なり

永享五年二月日書畢

入道無品親王道欽

かやう此抄ハわめかしきことは作者の名字記録
まかきのもとなる事いつなれとも先例も候侍り
へそんするものあなかしこかきの世になるまいそ

仙洞おの一夜年御不豫にまし／＼けるか同
四月廿日すに山崩御なりぬ遺勅に
て後小松院とや同廿七日泉涌寺へ送り奉
らる三条前右府以下公卿殿上人あまた供奉せ
光範門院をはしめて院の女房やう／＼に衰
をめし給るとなん天下諒闇になる事室町殿に
そさらくともこときさわに沙汰ありけるとお指改
三宝院をと同流して申さしむるとなんのちん
乃ほそそんの絶ぬるいなとくたんとも申さる
とあるれたる御日のすゑれてやうやう七條堂
伏法令削院伏法治世につきあるの法伏ともこと

く内裏へまいりぬ熱田社ハかしこきのへ給ひて
その後先蔵院段ほとさる文のすゑにとり給はれん
めてたくおんおなる事なからんやこのきはいとも
ことにかしこくて給へるさまに十方一巻永享五年四月
まてのかるとゝのへすくに清書のうちの事なれハ
書かゝるかゝとよみたれ一ゝの文ところ給ひぬれとも
末の子孫にも伝ぬへきことゝもしあらくに出給ふ
ゐともれや抄文御母儀の加階の事またも
述懐やけるよ此ともしきまよりてはいとも
けふはひの為に給ふ御ゆえのこしけるされ
つとめてもいよくあひの序と所のこと命せり

ちまありまほしくおほし二年
かゝる校訂ハ先にもしく絵巻まれなるは
それゆゑにそのみの甚まあたらしや

右一冊者於堀氏正樸儒伯學窓杉之
傘千松順書寫之畢尤珍書也可秘
藏之耳
貞享丁卯孟冬十八日
於法印大僧都覺深自房觀月亭
識焉

右一冊者於堀氏正樸儒伯學館老之
令千松順書寫之畢尤珍書也可秘
藏之耳
貞享丁卯孟冬十八日
於播州大僧都覺深自房觀月亭
寫畢